

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年3月13日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 まみや文枝

5 北 市 第 3 5 号
令和5年2月25日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年2月10日付け5北監第8号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜市民課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務について、私人に委託したときの告示を行っていなかった。

(2) 契約事務について

契約業者から受理した文書の受付印漏れ及び回議漏れが散見し、その一部は適切に保管・管理されていなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、次のとおりの対策を講じました。

今後は適切に告示を行います。

また、漏れが発生しないよう、課で管理している早期発注等の備忘録の一覧に、告示が必要な旨を記載するとともに、管理職及び担当のスケジュールに毎年登録するよう申し送りします。

(2) 指摘事項については、次のとおりの対策を講じました。

保守契約等の毎月支払いがあるものについて、修理等で作業報告書を受領した際には必ず受付印を押し、回議後は適切に管理することを周知、徹底しました。

3 【監査委員意見】

起案文書の添付書類で、受付印漏れ、日付相違、記載ミスが是正されず決裁されているものが散見された。起案、承認、決裁の段階で複数の職員が確認するため、携わるすべての職員がそれぞれの立場で責任を自覚して押印していただきたい。

4 【措置状況】

各職員に対し、公文書を取り扱う者としての自覚を持たせ、起案文書等が適正に起案、承認、決裁がなされるよう、管理及び指導を実施します。

5 北 健 第 7 6 号
令 和 5 年 3 月 6 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年2月10日付け5北監第8号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<健康課>

1 【監査委員意見】

健康ドームにおける自動販売機の設置について、課の判断により繰り返して行政財産使用許可を行っているものがあつた。行政財産使用許可とすることに特別な理由がない限りは、透明性、公平性及び財源の確保を図るため、一般競争入札による方法で設置者を決定するよう検討されたい。

2 【措置状況】

是正すべきところは是正すべく、入札執行及び契約担当課と協議・調整を行いながら事務を進めています。